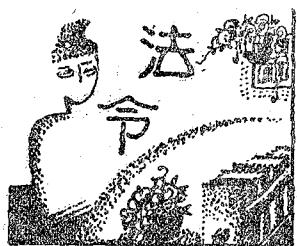


都川越村ヲ加フ



△道路行政に關係ある法律、命令、訓令、通牒等苟くも道路行政に當る人々の知らざるべからざることは凡て本欄に於て紹介す

△道路行政に關し生じたる疑問は本欄に於て回答するを以て會員諸氏は隔意なく質問あらん事を望む

加フ

五月二十二日

一 内務省告示第二百八十三號、門司、小倉、戸畠、若松、八幡都  
市計畫街路ノ決定

六月一日

一 内務省告示第三百五號 道路法第二十條第二項ノ規定ニ依ル本大臣ニ於テ新設又ハ改築ヲ爲スヘキ國道ノ路線名、區間及工事開始ノ期日

一 内務省告示第三百六號 昭和九年六月内務省告示第三百五號ニ依ル國道ノ新設又ハ改築ニ關スル工事ハ土木出張所ヲシテ執行セシム

六月二日

一 内務省告示第二百八十一號、國道一號、九號及十號路線ノ一部ヲ變更シ 大正九年四月内務省告示第二百八號中左ノ通り改ム

一 號路線經過地中「三重縣桑名郡西桑名町」ノ次ニ「三重

了シタルモノ

六月十一日

法  
令

一内務省告示第三百十三號 道路法第二十條第二項ノ規定ニ依リ  
本大臣ニ於テ新設又ハ改築ヲ爲スヘキ國道ノ路線名、區  
間及工事開始ノ期日

一内務省告示第三百十四號 昭和九年六月内務省告示第三百十三  
號ニ依ル國道ノ新設又ハ改築ニ關スル工事ハ土木出張所

ヲシテ執行セシム

六月十六日

一勅令第百六十六號 大正六年勅令第二百二十一號拓殖及森林事  
務ニ從事セシムル爲北海道廳ニ臨時職員増置等ノ件改正  
ノ件

六月二十七日

一勅令第百九十五號 石油業法施行期日ノ件

一勅令第百九十六號 石油業法施行令

一勅令第百九十七號 石油業委員會官制

一勅令第百九十八號 石油業法ヲ朝鮮、臺灣及樺太ニ施行スルノ  
件

一商工省令第十六號 石油業法施行規則

問 軌道の大改修の爲道路工事を伴ふ工事施行の際に當り

### 質疑應答

沿道居住民家の交通或は營業を阻害し支障大なるの故に  
以て之が損害補償を請求する者あり右は道路法上損害請  
求權を認めず從て何等補償の必要なきものと解し然るや  
（神戸市電氣局告野禎三）

答 各人が道路を道路として（即ち交通の爲）使用するこ  
とを得るのは、各人が道路を使用するに付權利を有する  
が爲ではなく、それは道路が公衆の交通の爲に開放せら  
れたる結果の反射的權益に外ならない（美濃部、織田、佐  
々木博士等通説）故に道路が公衆の交通に開放せられざ  
る狀態に置かれ、爲に附近の者等が交通上不便を蒙り或  
は營業上不利益を招來することあるも、之に因る損害の  
補償を請求し得べきではない。尤も此の各人が道路を道  
路として使用し得る關係を以て一の公權であるとする說  
を探る人もあるが（野村博士）假令權利說を探るとして  
もそれは如何なる場合に於ても停止又は制限することを  
得ざるものと爲すべきではなく、道路工事上の必要等に  
より停止又は制限せらることを認めなければならぬ、

唯法令上の根據なく擅りに剝奪制限又は侵害せらるゝことを得ざるに過ぎざるものと解すべきである、而して是

等の場合沿道居住者等に對して補償を與ふべき旨の規定

の存せざる以上補償の必要なきものと謂ふべく、要する

に右孰れの説に従ふも適法の手續に依り道路工事を執行

する場合、補償の問題は之を生じないものと解する。(藤

村藤治)

## 行政判例

(牧用審査會裁決に對する不服の訴)  
昭和八、第三三九號昭和八、一二二三宣告)

○1町村會の諮詢を經ずして爲されたる町村道路線變更と

之が道路用地の收用

○2土地細目の公告と路線の決定

(判言)

○1町村道の路線變更に付町村會の諮詢を経ざることあるも、此の如きは事業の認定、土地細目公告及協議其の他收用の手續に直接關係なき事項なるが故に、之を以て裁決を違法なりと爲すを得ず。

○2土地細目の公告は路線の定まりたる後に非ざれば爲すことを得ざる法令上の制限なし。

## 民事判例

(土地收用補償金請求事件)  
昭和八(オ)第三九六號大審院昭和九、二、二六判決)

○土地收用補償額算定の標準

(判旨)

○土地收用の公表ありたる後は、收用地域の細目公告前と雖該地域及其の附近の土地の價格は收用に基因し昂低變動することあるを免れざるものにして、被收用者に對する該土地の損失、補償額を決定するに付ては、須らく斯の如き收用に基因する價額の變動も亦之を參照考慮して、收用時期に於ける收用地の公正なる補償額を決定すべきものとす、蓋し若し然らずとせんか收用時期に於て附近の土地は當時に於ける事情の變化に因りて不利を受くるに拘らず、收用せらるべき土地が之と所遇を異にせらるゝこととなり、其の之を是認すべき理由を知るを得ざればなり。